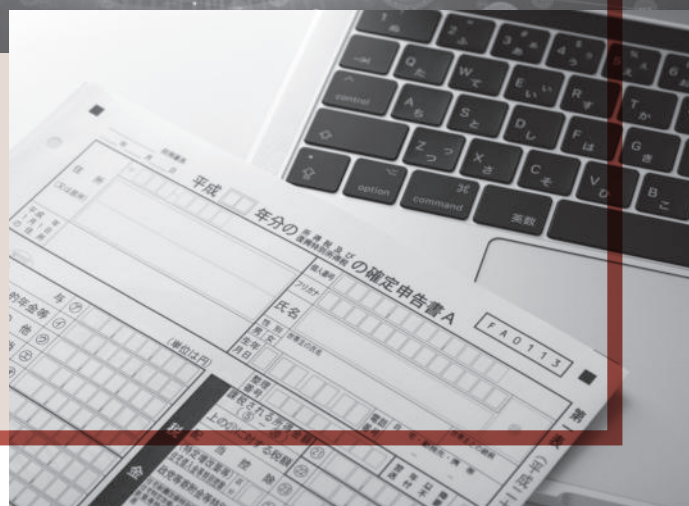


特集

交換業者が年間取引報告書を交付 仮想通貨の 確定申告手続きを簡素化

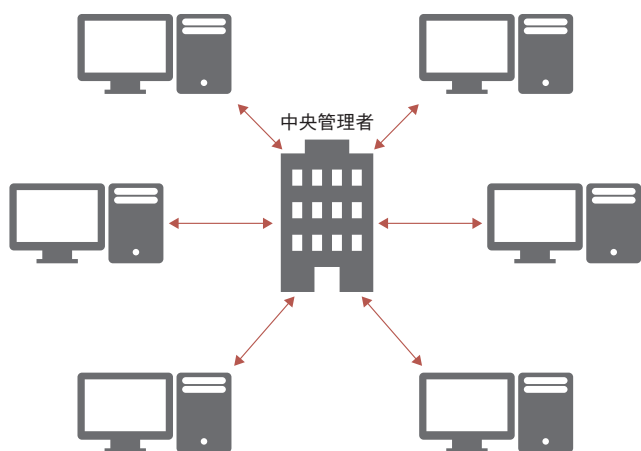
2017年以降、利用者が急増している仮想通貨。利益は確定申告の必要があるが、利用者には十分に認知されていない面がある。国税庁では、申告が必要なケースを周知するとともに、手続きの簡素化に取り組んでいる。

取材・文 向山勇

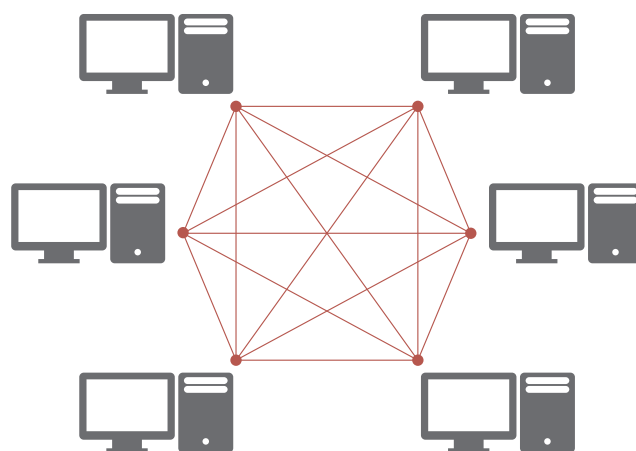


図表1 仮想通貨に利用されているブロックチェーン技術

従来型の情報の一元管理



ブロックチェーンによる分散管理



従来の情報管理では、中央管理者がすべての情報を管理していた。一方、ブロックチェーンではユーザー同士が分散して管理を行っている。データはオープン化されているので、改ざんされにくいという特徴がある。

国内では16の交換業者が登録 仮想通貨とはどんなものか

仮想通貨は送金や決済、 投資などに利用されている

仮想通貨とは、紙幣や硬貨などの現物がなく、データのみで取引される通貨のことだ。インターネット上で発行され、主にインターネット上で取引される。一般的な通貨は、各国の中央銀行が発行し、その国による価値の保証があるが、仮想通貨にはない。また、データのみで存在しているため、不正防止策が必要になる。そこで高度に暗号化された技術が利用されている。

それを支えているのがブロックチェーン技術だ。従来の情報管理では中央管理者が存在し、すべての取引は中央管理者を通じて行われている。ただ、中央管理者は信頼性の高いシステムを用意しなければならず、莫大なコストがかかる。そのコストは取引手数料として、利用者に転嫁されている。

一方でブロックチェーンには中央管理者が存在せず、データは参加者が分散管理している。取引履歴は誰でも確認できるので、データの改ざんが行われにくいといわれている。また、データが分散していることでシステム障害に強く、低コストで金融サービスが利用できるという特徴もある。

現在、仮想通貨は送金や決済、投資などの手段として利用されている。そもそもインターネット上で取引される通貨であるため、世界中どこにでも送金が可能。銀行などの金融機関を通さないため、素早く低コストで送金できるのがメリットだ。また、買い物の代

図表2 仮想通貨とは

仮想通貨は2017年4月施行の改正資金決済法によって、以下のように定義されている。

- (1) 以下のすべての性質を有する財産的価値
 - a 不特定の者に対して代価の弁済に使用でき、かつ、不特定の者を相手に法定通貨と相互に交換できる。
 - b 電子的に記録され、移転できる。
 - c 法定通貨又は法定通貨建ての資産ではない。
- (2) 不特定の者を相手に上記(1)と相互に交換できる財産的価値（上記b・cを満たすもの）。

出典：金融庁「仮想通貨交換業等に関する研究会」第1回 事務局説明資料より抜粋

金やサービスの利用料の決済に仮想通貨を利用すれば、クレジットカードなどで決済をするよりもコストがかからない。すでに、家電量販店などで仮想通貨による決済が可能になっている。さらに、仮想通貨は価格変動が大きいものが多いため、値上がり益を狙った投資にも利用されている。

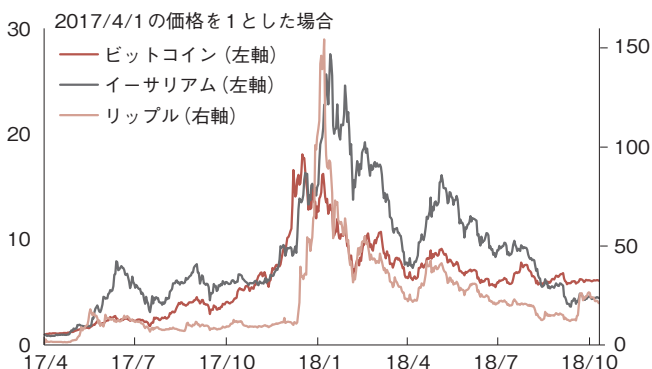
このような背景から仮想通貨には、2017年に入ってから注目が集まった。そこで、2017年4月に施行された「改正資金決済法」では、仮想通貨は図表2のように定義された。

現在、取引されている仮想通貨は1000種類以上あるといわれているが、圧倒的な時価総額となっているのがビットコインでイーサリアムやリップルが後に続く。

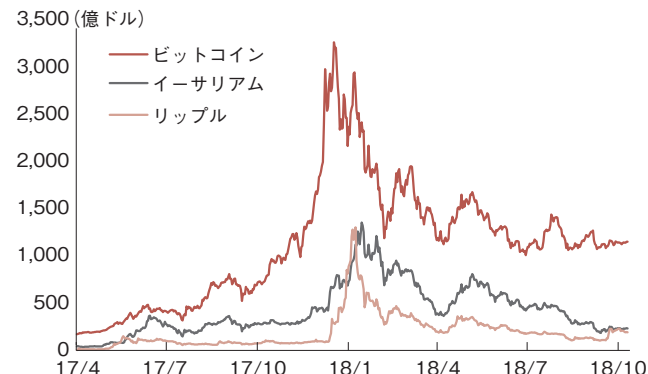
仮想通貨は日本円や米ドルなど法定通貨との交換が可能。取引は交換業者を通じて行われる。交換業者は金融庁・財務局に登録する必要があり、平成30年12月19日時点で関東財務局13業者、近畿財務局3業者合わせて16業者が登録されている。

図表3 仮想通貨の市場規模

●主な仮想通貨の「価格」の推移



●主な仮想通貨の「時価総額」の推移



所得を自動計算できる計算書を提供 確定申告の手続きを簡素化

仮想通貨は雑所得に区分。 他の所得と合算して申告

仮想通貨の取引によって利益を得れば、当然、課税の対象になる。しかし、仮想通貨自体が新しいものであることから、どのような課税になるのか、利用者の理解を深める必要があった。そこで国税庁は、平成29年12月に税法の解釈について明らかにした。

所得は給与所得、不動産所得など10種類に区分されており、所得によって税金の計算方法が決まっている。仮想通貨はこのうちの雑所得に区分される。雑所得とは「他のいずれにも該当しない所得」で、公的年金の収入や副業で得た原稿料や講演料なども雑所得に区分されている。

雑所得は、給与所得など他の所得と合算する総合課税が基本となる。仮に給与所得400万円の会社員が仮想通貨で50万円の利益を得れば、年間の所得は450万円として税金を計算する。

一方で会社員などの給与所得者は、給与所得以外の所得が年間20万円以下であれば申告不要であるため、仮想通貨で得た雑所得の場合も年間20万円を超えた場合に、申告が必要になる。1年間の利益を計算し、翌年の2月16日から3月15日までに申告をしなければならない。

ここで確定申告が必要なケースを整理すると、以下の3パターンがある。

- 1 仮想通貨を売却した場合
- 2 仮想通貨で商品を購入した場合
- 3 仮想通貨と仮想通貨を交換した場合

1は、仮想通貨を売却して、日本円などの法定通貨に交換したケース。この場合には、仮想通貨を売却して得た日本円の金額と仮想通貨を取得した時の価格の差を雑所得とする。

2は仮想通貨を買い物代金や飲食代金などの決済に利用したケース。たとえば、100万円の商品代金を5単位の仮想通貨で支払った場合、仮想通貨1単位＝20万円で売却したと考え、取得した時の価格との差額を雑所得とする。

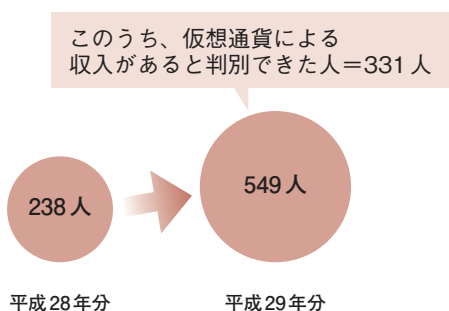
3は、仮想通貨と仮想通貨を交換したケース。A仮想通貨をB仮想通貨に交換した場合、Bを取得した時の価格とAを取得した時の価格との差額を雑所得とする。

平成29年12月にこのような周知を行った結果、平成29年分の確定申告において、仮想通貨による収入であると考えられる申告が大幅に増加した。

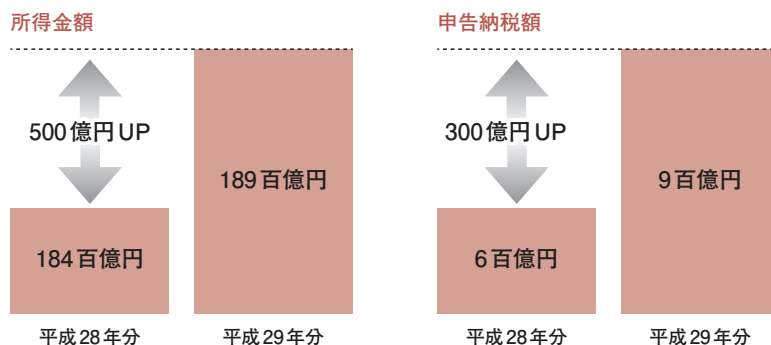
たとえば、確定申告をした人の中で公的年金以外の雑所得による収入金額が1億円以上ある人のうち、仮想通貨による収入があったと判別できた人は331人に上った。また申告納税額がある人で主な所得が雑所得の人の所得金額及び申告納税額は平成28年分に比べて大幅に増加している。

図表4 仮想通貨の課税の状況

● 公的年金等以外の雑所得の収入金額が1億円以上の人数



● 主な所得が雑所得の人の所得金額等



交換業者の協力を得て 申告手続きを簡素化

国税庁では、利用者の利便性を高めるため、申告手続きの簡素化に取り組んでいる。平成30年4月から6回にわたり「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」を開催し、仮想通貨交換業者を所管する金融庁や仮想通貨関連団体の出席・協力も得つつ、申告の簡素化について検討を行った。

この議論を踏まえ、図表5のような申告の簡素化が実現した。たとえば、平成29年分の確定申告では、納税者が自ら仮想通貨の取引情報を交換業者から収集しなければならなかった。平成30年分の申告からは、交換業者が「年間取引報告書」を納税者に交付することとなり（P6参照）、年間の取引内容を手軽に正確に把握できるようになった。納税者が望む場合には、交換業者から個々の取引履歴データの提供を受け、データと自動計算アプリ等を利用して、所得計算をすることも可能。

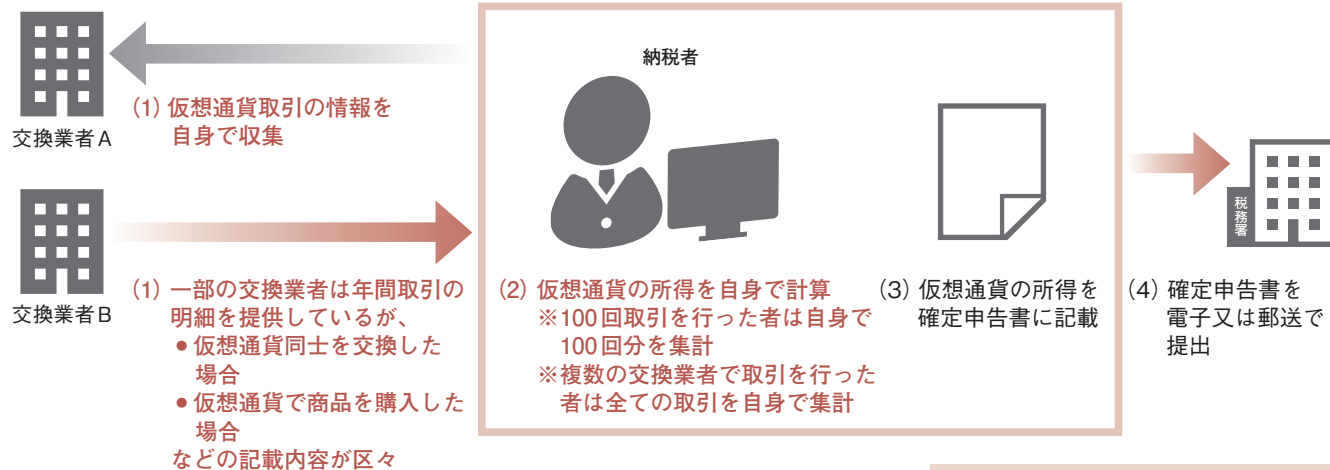
また、納税者が年間取引報告書の内容等を基に数値

を入力すると、申告に必要な所得金額等が自動計算できる「仮想通貨の計算書」を国税庁のホームページで公開した（P7参照）。

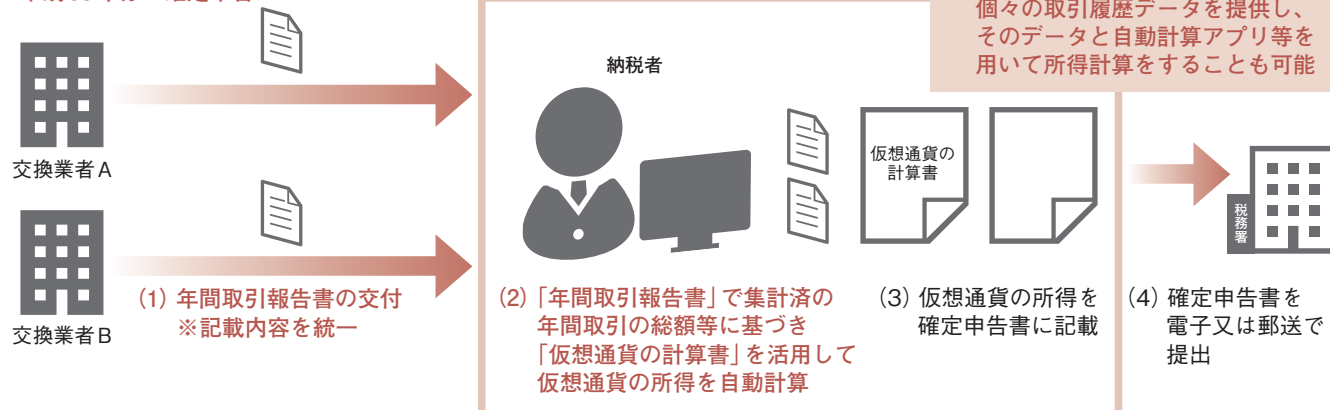
このように国税庁では納税者自身による適正な納税義務の履行を後押しする環境整備を図り、周知・広報を行っている。また、平成30年7月のG20で仮想通貨は「脱税などに関する問題を提起する」と指摘されたこともあり、所得の捕捉や課税について、あらゆる機会を通じて、課税上有効な各種資料情報の収集に努め、必要があれば税務調査を実施するなど、適正・公平な課税の実現に努めている。さらに、平成30年12月21日に閣議決定された「平成31年度税制改正の大綱」においては、納税者による自主的な適正申告を担保する観点から、国税当局が事業者等に対して高額・悪質な無申告者等を特定するための情報を照会する仕組みを整備することとされている。今後、このような仕組みも活用しつつ、国税当局が必要な情報を把握し、課税上問題があると認められる場合はその是正を促すなど、仮想通貨取引の適正な申告に向けて積極的に取り組んでいくことが期待される。

図表5 申告方法を簡素化

●平成29年分の確定申告



●平成30年分の確定申告



年間取引報告書の数字を入力すればOK
仮想通貨の雑所得の計算方法

図表6 交換業者から発行される年間取引報告書のイメージ

年間取引報告書

氏名 国税太郎

発行者 A 交換所

《現物取引》

通貨名	(1) 年始数量	(2) 年中購入数量	(3) 年中購入金額	(4) 年中売却数量	(5) 年中売却金額	(6) 移入数量	(7) 移出数量	(8) 年末数量
ビットコイン		5.0	3,000,000	1.0	1,000,000		1.0	3.0
合 計		5.0	3,000,000	1.0	1,000,000		1.0	3.0

《証拠金取引》

通貨名	(9) 損益合計
ビットコイン	500,000
合 計	500,000

《支払手数料》

通貨名	(10) 支払手数料
ビットコイン	10,000
合 計	10,000

「仮想通貨の計算書」の 入力手順を紹介

実際に申告をする際には、交換業者から交付された年間取引報告書の数値を「仮想通貨の計算書」に入力していく。図表6の①から④までの数字を該当の部分に入力を行う。また、仮想通貨で買い物の代金など

を決済した場合には、その内容を入力する (⑤)。さらに、前年末の残高があれば、年始残高に入力する (⑥)。

必要項目の入力が終わると、売却価額、売却原価、所得金額が自動計算される（⑦～⑨）。確定申告書を作成する際には、「収入金額計」、「必要経費計」、「所得金額」の欄の数字を転記する。

図表7 仮想通貨の計算書

記載例

平成 30 年分 仮想通貨の計算書（総平均法用）

氏名 国税 太郎

- 1 仮想通貨の名称

ビットコイン

- ## 2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
A 交換所	5.00	3,000,000	1.00	1,000,000
合計	5.00	3,000,000	1.00	1,000,000

- ### 3 上記2以外の取引に関する事項

[illegible]

- #### 4 仮想通貨の売却原価の計算

	年始残高(※)		購入等	総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越
数量	(A)	0	(C) 5.00	—	(F) 2.00	(H) 3.00
金額	(B)	0	(D) 3,000,000	(E) 600,000	(G) 1,200,000	(I) 1,800,000

※前年の(H) (I)を記載

※売却した仮想通貨の取得価額

- ## 5 仮想通貨の所得金額の計算

収入金額		8	必要経費		所得金額
売却価額	証拠金（差益）		売却原価（※）	手数料等	
2,000,000	500,000		1,200,000	10,000	1,290,000

※売却した仮想通貨の取得価額

参考

収入金額計	2,500,000
必要経費計	1,210,000

相続開始日の残高証明書を発行 相続発生時の手続きも簡素化

残高証明書の依頼方法は 交換業者のHPで公開

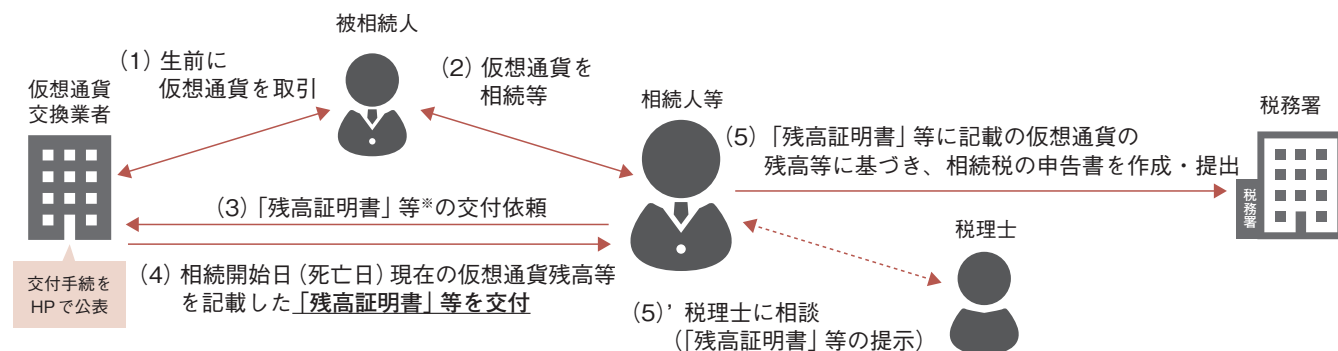
仮想通貨を保有する人に相続が発生した際の手続きについても簡素化を行っている。相続手続きを行う際には、被相続人が保有していた相続開始時点における仮想通貨の残高を証明しなければならないが、これまで統一的な手続き方法が整備されていなかった。

そこで相続人等が交換業者に残高証明書等の交付依

頼をすると、交換業者は相続開始日（死亡日）現在の仮想通貨残高等を記載した「残高証明書」等を交付する仕組みを整えた。交換業者は交付のための手続き方法について、ホームページで公開している。

相続人は税理士と相談しながら「残高証明書」等を利用して相続税の申告書を作成・提出することができる。これにより、以前と比較し、仮想通貨の相続税の申告が簡素化している。

図表8 相続手続きの簡素化の内容 ― 今後の申告までの手順等



こんなときはどうすればいい？ 仮想通貨の申告 Q & A

1 仮想通貨の分裂（分岐）により仮想通貨を取得した場合

Q 仮想通貨の分裂（分岐）に伴い、新たに誕生した仮想通貨を取得しましたが、この取得により、所得税の課税対象となる所得は生じますか。

A 仮想通貨の分裂（分岐）により新たに誕生した仮想通貨を取得した場合、課税対象となる所得は生じません。所得税法上、経済的価値のあるものを取得した場合には、その取得時点における時価を基にして所得金額を計算します。

しかしながら、ご質問の仮想通貨の分裂（分岐）に伴い取得した新たな仮想通貨については、分裂（分岐）時点において取引相場が存しておらず、同時点においては価値を有していなかったと考えられます。

したがって、その取得時点では所得が生じず、その新たな仮想通貨を売却又は使用した時点において所得が生ずることとなります。

なお、その新たな仮想通貨の取得価額は0円となります。

2 仮想通貨をマイニングにより取得した場合

Q 仮想通貨をマイニングにより取得した場合、その所得は所得税の課税対象となりますか。

A 仮想通貨をマイニングにより取得した場合、その所得は所得税の課税対象となります。所得税については、いわゆる「マイニング」（採掘）等により仮想通貨を取得した場合、その所得は、事業所得又は雑所得として課税対象となります。この場合、マイニング等により取得した仮想通貨の取得価額に相当する金額（時価）については所得の金額の計算上総収入金額に算入され、マイニング等に要した費用については所得の金額の計算上必要経費に算入されることになります。

3 仮想通貨の必要経費

Q 仮想通貨の売却による所得を申告する場合、どのような支出が必要経費となりますか。

A 仮想通貨の売却による所得の計算上、必要経費となるものには、例えば次の費用があります。

- 売却した仮想通貨の取得価額
- 売却の際に支払った手数料

このほか、インターネットやスマートフォン等の回線利用料、パソコン等の購入費用などについても、仮想通貨の売却のために必要な支出であると認められる部分の金額に限り、必要経費に算入することができます。

仮想通貨の売却による所得は、原則として雑所得に区分されますので、その所得金額は、総収入金額から必要経費を控除することにより算出します。

この必要経費に算入できる金額は、(1) 総収入金額に対応する売上原価その他その収入金額を得るため直接に要した費用の額及び(2) その年における販売費、一般管理費その他その所得を生ずべき業務について生じた費用の額です。

なお、必要経費については、次の事項に注意してください。

- (1) パソコンなど、使用可能期間が1年以上で、かつ、一定金額を超える資産については、その年に一括して必要経費に計上するのではなく、使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費（こうした費用を「減価償却費」といいます。）とする必要があります。
- (2) 個人の業務には、一つの支出が家事上と業務上の両方に関わりがある費用（こうした費用を「家事関連費」といいます。）については、取引の記録に基づいて、業務の遂行上直接必要であったことが明らかに区分できる場合に限り、その区分した金額を必要経費に算入することができます。

4 仮想通貨の取得価額の計算方法の変更

Q 昨年の申告では、売却した仮想通貨の取得価額を移動平均法で計算していましたが、計算が困難なため、本年の申告から総平均法に変更することはできますか。

A 今後の申告において「総平均法」を継続することを前提に、売却した仮想通貨の取得価額の計算方法を変更することができます。

5 仮想通貨取引で損失が生じた場合の取扱い

Q 仮想通貨取引による所得を計算したところ、損失が生じました。この損失を給与所得などの他の所得から差し引く（通算する）ことができますか。

A 雑所得の金額の計算上生じた損失については、給与所得など他の所得から差し引く（通算する）ことはできません。所得税法上、他の所得と通算できる損失は、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額の計算上生じた損失に限られます。雑所得については、これらの所得に該当しませんので、雑所得の金額の計算上生じた損失がある場合であっても、他の所得と通算することはできません。

6 仮想通貨の証拠金取引

Q 仮想通貨の証拠金取引については、外国為替証拠金取引（いわゆるFX）と同様に申告分離課税の対象となりますか。

A 仮想通貨の証拠金取引は、申告分離課税の対象とはなりません。

仮想通貨の証拠金取引による所得については、申告分離課税の適用はありませんので、総合課税により申告していただくことになります。租税特別措置法上、申告分離課税（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の対象は、金融商品取引法等に基づき行われる(1) 商品先物取引等、(2) 金融商品先物取引等、(3) カバードワラントの取得とされています。

外国為替証拠金取引（いわゆるFX）は、金融商品先物取引等に該当しますので、申告分離課税の対象となります。

一方、仮想通貨の証拠金取引は、これらのいずれの取引にも該当しませんので、申告分離課税の適用はなく、その取引により得た所得については、総合課税により申告していただくことになります。

※これらの内容を含めた、「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」は国税庁のホームページで公表している。